

独立行政法人地域医療機能推進機構東京城東病院における  
床頭台付カード式テレビ等の設置・運営事業の公募の公示

平成29年6月9日

経理責任者

独立行政法人地域医療機能推進機構  
東京城東病院 院長 中馬 敦

1. 事業概要

(1) 事業名

独立行政法人地域医療機能推進機構東京城東病院における床頭台及びカード式テレビシステム等の設置・運営事業

(2) 運営内容

運営者は、当院長が指定する病院建物の一部を有償で借り受け、当病院と協議のうえ運営に必要な設備整備を行い、患者等のための床頭台付カード式テレビ、コインランドリー、冷蔵庫、カード販売機・精算機の運営全般を実施する。

(3) 貸付（運営）期間

平成29年10月26日から平成35年3月31日

本貸付契約は『定期建物賃貸借契約』を行うこととしているので、契約期間の満了をもって契約は終了し、更新はしない。

(4) 設置場所

独立行政法人地域医療機能推進機構 東京城東病院内

2. 入札方式について

(1) 公募型企画競争で行うこととする。

3. 企画競争参加資格

(1) 独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則（以下「契約事務細則」という。）第4条第4項の規定に基づき経理責任者が定める資格を有するもので、第5条及び第6条の規定に該当しないものであること。（別紙参考資料参照）

(2) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の、A、B又はCの等級に格付され、関東甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。ただし、登録の停止を受けている期間は参加できない

(3) 次の各号に掲げる制度が適用されるものにあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間(⑤及び⑥については2年保険制度)の保険料について滞納がないこと。

- ① 厚生年金保険
- ② 健康保険（全国健康保険が管掌するもの）
- ③ 船員保険
- ④ 国民年金
- ⑤ 労働者災害補償保険
- ⑥ 雇用保険

注：各保険料のうち⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあっては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあっては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る）こと。

- (4) 法人を設立して5年以上経過しており、床頭台付カード式テレビ等の設置・運営について良好な運営実績が3年以上あること。
- (5) 旧運営委託法人と関連のある法人でないこと。

#### 4. 入札手続等

- (1) 受付担当部署及び問い合わせ先

〒136-0071

東京都江東区亀戸9-13-1

独立行政法人地域医療機能推進機構東京城東病院 総務企画課契約係

電話：03-3685-1431

E-mail: [keiri@joto.jcho.go.jp](mailto:keiri@joto.jcho.go.jp)

問い合わせは必ずメールで行うこと

- (2) 入札説明書（入札関係書類）の交付方法

本広告の日から平成29年6月30日（金）まで「機密保持に関する誓約書」（病院HPよりDL）及び平成29・30・31年度厚生労働省参加資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しと引き換えに交付する。（名刺持参のこと）

- (3) 競争参加資格の提出期限

平成29年6月30日（金）12時まで

- ① 公募型企画競争参加資格審査申請書  
・個人情報に関する指針書
- ② 法人の登記記載事項全部証明書（申請日前3ヵ月以内に交付されたものの写し）
- ③ 保険料納付に関わる申立書及びこれを証する次の書類  
ア. 直近2年間の社会保険料の納入確認書の原本又は領収証書の写し若しく

はこれに準ずる書類

イ. 直近2保険年度の労働保険料等加入・納入証明書または労働保険料の申告書の写し及び当該申告書に対応する全ての領収書の写し若しくはこれらに準ずる書類。

- ④ 法人の定款の写し、パンフレット等（法人の概要が掲載されたもの）
- ⑤ 納税義務証明書の写し（法人税・消費税及び地方消費税）
- ⑥ 企画提案書 本書1部 複写7部
- ⑦ 見積書 本書1部 複写7部

(4) 企画提案書の内容

必ず、説明書及び仕様書の内容を踏まえた上で（1）から（7）に基づく提案を行うこと。

- (1) 企画書提出者の能力  
本事業の趣旨を理解し正しく認識できているか
- (2) 機器概要（規格、性能、特徴）  
液晶テレビ・カードタイマー・床頭台（金庫を含む）・冷蔵庫  
ランドリー・プリペイドカード販売機・精算機
- (3) 事業実施体制とスケジュールについて
- (4) 管理手数料の設定の妥当性及び配分率
- (5) 利用料金  
利用時間（テレビ、洗濯機等、乾燥機）
- (6) 保守管理  
故障及び破損等に対する対応
- (7) 当院と患者様にとって有益な情報（省エネルギー対応含む）

(5) 企画提案書評価基準

(4) の内容に準じる

(6) 書類作成上の注意

- ①提出書類は別紙2の用紙に記載とします。
- ②企画提案書は分かりやすく簡潔に記載のこと。
- ③パンフレット等の資料を添付する場合には必要最小限とすること。

(7) その他提出するもの

- ① 会社案内

(8) 企画提案書の提出期限

平成29年7月21日（金）午前9時から12時まで

(9) 選考結果の通知

平成29年8月25日(金)までに競争参加者全員に対して文書にて通知する。

(10) その他

提出された企画提案書及び見積書は返却しない。

5. その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金等

免除

(3) 候補者選考・決定

①選考方法 選考は審査委員会にて行う。

② 選考委員 事務長、総看護師長、副総看護師長、事務長補佐、看護師長

③ 決定方法 審査委員会の選考結果に基づき、候補者となる順位を決定する。

第一交渉権者の決定は、競争に参加する必要資格を満たすものから受理した「床頭台及びカード式テレビ等設置・運営事業企画提案書」による評価と見積書価格とを評価した(総合評価方式)により決定する。

※予定価格の範囲内<販売機等の貸付料及び販売手数料は予定価格を超える>

(4) 企画提案書等の無効

本公示に示した企画競争参加資格のない者が企画提案書等を提出、または虚偽の内容が記載された企画提案書等の提出した企画提案書等は無効とする。

(5) 契約書作成の可否

要

(6) 辞退について

参加資格確認のための提出書類の提出後に企画提案書の提出を辞退する場合は辞退届(様式任意)を提出すること。

以上

# 公募型企画競争参加資格審査申請書

平成 年 月 日

独立行政法人 地域医療機能推進機構  
東京城東病院  
病院長 中馬 敦 殿

所在地

会社名

代表者

印

次の契約に係る競争入札参加資格について審査されたく、関係書類を添えて申請します。  
なお、入札参加資格の要件すべてを満たしていること、並びに本申請書および添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 入札件名

---

添付書類

- (1) 資格審査結果通知書の写し
- (2) 機密保持に関する誓約書
- (3) 個人情報保護に関する指針書

<参考資料>

独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則(抜粋)

第4条 地域医療機構が行う一般競争に参加できる者は、全省庁の統一資格審査により定める物品の製造・販売等の競争契約の参加資格又は厚生労働省が定める建設工事及び測量・建設コンサルタント等の競争契約の参加資格を得た者とする。

2 前項の一般競争参加資格に基づき、一般競争を実施する場合において、当該競争において必要とされる等級を有する者が僅少であるときは、予定価格に対応する等級に加え次の各号に定めるところより当該資格の等級に格付けされた者を当該競争に参加させることができる。

- 一 建設工事 直近の上位及び下位の等級に格付けされた者
- 二 測量・建設コンサルタント等 直近の上位及び下位の等級に格付けされた者
- 三 物品製造等（物品の製造・物品の販売・役務の提供等及び物品の買受け） 物品の製造、物品の販売及び役務の提供等にあつては、予定価格に対応する等級がA等級の場合は二級下位の「B、C」に、B等級の場合は直近の上位及び下位の「A、C」又は二級下位の「C、D」に、C等級の場合は直近の上位及び下位の「B、D」に、D等級の場合は直近の上位の「C」に、物品の買受けにあつては、直近の上位及び下位の等級に格付けされた者

3 前2項の規定にかかわらず、審査会において特に参加資格を認めた者については、当該競争に参加させることができる。

4 経理責任者は、一般競争に付そうとする場合において、契約の性質又は目的により、当該競争を適正かつ合理的に行うために特に必要があると認めるときは、第1項の資格を有する者につき、更に必要な資格要件を定め、その資格を有する者により当該競争を行わせることができる。

(一般競争参加者の排除)

第5条 経理責任者は、特別な理由がある場合を除き、次の各号のいずれかに該当する者を一般競争に参加させることができない。

- 一 契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

(一般競争参加者の制限)

- 第6条 経理責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があった後一定期間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者
  - 三 交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
  - 四 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者
  - 五 正当な理由なく契約を履行しなかった者
  - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
  - 七 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
  - 八 前各号に類する行為を行なった者
- 2 経理責任者は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。
- 3 第1項の期間その他必要な事項は、別に定める。